

毎週火・金曜日発行（休日には休むときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 保安林指定の解除予定
 - 山林振興地域の変更
 - 失業保険法の適用を除外される者
 - 土地改良区役員の退任及び就任
 - 県標準複合肥料の改正
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇公告 調理師特例講習会の実施
- 宅地建物取引員選考合格者

告示

鳥取県告示第四百十五号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けた

から、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十四年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

日野郡溝口町大字岩立字榎水高原九ノ二（次の図に示す部分に限る。）一〇ノ二（次の図に示す部分に限る。）

一〇ノ三地番所在の森林

指定の目的 水源かん養のため

解除の理由 国民宿舎及び索道敷地

申請者 溝口町長

（次の図）は省略しその図面を溝口町役場へ備え置
いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百十六号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けた
から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十
条の規定により告示する。

昭和三十四年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

気高郡鹿野町大字鹿野字寺谷奥東平二、五三八ノ一字寺谷奥西平二、五三九字桜谷西平蛇谷より池の谷迄二、五〇八地番所在の森林

指定の目的 土砂流出防備のため

解除の理由 指定理由の消滅

申請者 鹿野町長

鳥取県告示第四百十七号

新農山漁村総合対策要綱（昭和三十一年四月六日閣議決定）に基く山村振興対策要領第二の二の規定により、昭和三十一年度及び昭和三十三年度に指定した山村振興地域のうち智頭町西部、三朝町北部、三朝町南部、根雨町、郡家町東部及び智頭町東部の各地域を次のように変更する。

昭和三十四年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

新		旧	
山村振興地域名	地域の範囲 市町村名	山村振興地域名	地域の範囲 市町村名
智頭町地域	智頭町	智頭町	智頭町、富沢村、土師村、那岐村
郡家町地域	郡家町	郡家町	山郷村、山形村
三朝町地域	三朝町	三朝町	上私都村、中私都村、下私都村
		三朝町北部地域	三朝町、三徳村、小鹿村

鳥取県告示第四百十八号

失業保険法（昭和二十二年法律第四百六十六号）第七条及び同法施行規則（昭和二十四年労働省令第六号）第六条第一項第三号の規定により昭和三十四年五月一日から失業保険法の適用を除外される者は、次のとおりである。

昭和三十四年八月四日

三朝町地域 三朝町 三朝町南部地域 三朝町

日野町地域 日野町 根雨町地域 根雨町

三朝町 竹田村、旭村

日野町 根雨町、日野村

鳥取県知事 石 破 二 朗

条第一項第三号の規定により昭和三十四年五月十五日から失業保険法の適用を除外される者は、次のとおりである。

昭和三十四年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

次に掲げる町に雇用される者であつて国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第八十二号）に準じ退職手当を支給される者

日 野 町

次に掲げる町に雇用される者であつて国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第八十二号）に準じ退職手当を支給される者

八 東 町

鳥取県告示第四百十九号

失業保険法（昭和二十二年法律第四百六十六号）第七条及び同法施行規則（昭和二十四年労働省令第六号）第六

鳥取県告示第四百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、大瀬土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十四年八月四日

公 告

調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号)附則第三項の規定に基き次の要領により調理師特例講習会を実施する。

昭和三十四年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

要 領

- 一 受講資格 鳥取県調理士の免許を受けたもの
- 二 受講手続
 - 1 提出書類及び提出先
 - 受講願書に次に掲げる書類を添えて居住地を管轄する保健所に提出すること。
 - イ 履歴書
 - ロ 鳥取県調理士免許証の写
 - ハ 写真(名刺型で正面、脱帽、上半身、最近六月以内に撮影したもの)
 - 2 受講願書の提出期限 昭和三十四年八月十日

三 講習課目及び時間数

1 衛生法規	二時間
2 公衆衛生学	六時間
3 栄養学	三時間
4 食品学	三時間
5 食品衛生学	六時間
6 調理理論	二時間

四 講習実施期日及び会場

区 域	期 日	会 場
鳥取保健所	九月二日から 九月五日まで	鳥取市西町 鳥取県立図書館講堂
那家保健所	八月二十五日から 八月二十八日まで	那家保健所
浜村保健所	八月十九日から 八月二十二日まで	気高町 浜村中央公民館
倉吉保健所	八月二十四日から 九月四日まで	倉吉保健所
米子保健所	八月十九日から 八月二十二日まで	米子市西町 米子医大臨床講堂
"	八月二十日から 八月二十四日まで (八月二十三日を除く)	境港市本町 有限会社 幾多桜

根雨保健所

九月八日から 日野郡日野町
九月十一日まで 公会堂

五 受講料

二七五円(受講願書に鳥取県収入証紙をはりつけること。)

六 修了証書

講習の全課程を修了したものに修了証書を交付する。

七 テキスト

受講者にはテキストを無料配付する。

宅地建物取引員の第三回選考合格者は次のとおりである。

昭和三十四年八月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

米子市尾高町一二五

石 倉 福太郎

角盤町二丁目三七

金 田 勝三郎

寺町二一

福 間 一 雄

鳥取市西品治町六七八

水 口 源 六